

法務省刑総第13号（例規）  
平成26年1月8日

検事総長殿  
検事長殿  
検事正殿

法務省刑事局長 稲田伸夫

#### 処遇上の参考事項の通知等について（通達）

標記については、昭和60年12月17日付け法務省刑総第941号当職通達「執行事務規程の一部を改正する訓令の運用について」（以下「昭和60年通達」という。）に基づく刑事施設の長に対する通知及び平成20年5月29日付け法務省刑総第822号当職通達「自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者のうち刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付された者の処遇上の参考事項について」（以下「平成20年通達」という。）に基づく保護観察所の長に対する通知並びに平成24年12月21日付け法務省刑総第1689号刑事局総務課長通知「処遇上の参考事項の通知の運用について」（以下「平成24年通知」という。）により、運用されているところです。

しかしながら、今般、再犯者率や再入所率の上昇が深刻な事態となっていることから、再犯防止に向けた対策として、昭和60年通達に基づく刑事施設の長に対する通知を改め、今後、通知の対象者を限定することなく、自由刑の実刑判決が確定した全ての者を対象とし、また、平成20年通達に基づく保護観察所の長に対する通知を改め、検察官において必要と認める場合に特別遵守事項の内容を把握できるようにするための手続を定めることとしたほか、それぞれの通知に用いる処遇上の参考事項調査票を共通様式にするなど、処遇上の参考事項の通知等の実施に当たり留意すべき事項等を下記のとおり定め、本年2月1日から実施することとしましたので、その適正な運用に配意願います。

なお、昭和60年通達、平成20年通達及び平成24年通知については、本年1月31日限りで廃止します。

おって、本件については、矯正局及び保護局並びに最高検察庁と協議済みです。

記

第1　自由刑の実刑判決が確定した全ての者に係る処遇上の参考事項の通知について

## 1 目的等

従来、殺人、強盗、強姦等の凶悪事犯を犯した者や暴力団関係者など一定の者について自由刑の実刑判決が確定し、その執行指揮を行う場合において、捜査及び公判の過程で判明した事項のうち、検察官が、行刑及び仮釈放に関して参考となるべき事項があると思料するときは、行刑及び仮釈放の一層の適正化に寄与するため、刑事施設の長に対し、執行指揮書の「処遇上の参考事項」欄に記載して通知する運用をしているところである。

しかし、再犯者率等の上昇、特に高齢者や若年者等の再犯率や再入所率の上昇が深刻な事態となっており、再犯防止に向けた一層の取組が必要であることから、今回の改正により、通知の対象者を限定することなく、自由刑の実刑判決が確定した全ての者を対象とすることとしたものである。

## 2 処遇上の参考事項調査票の通知等

### (1) 処遇上の参考事項調査票の作成等

ア 検察官は、自由刑の実刑判決の言渡しを受けた者（以下「実刑判決の言渡しを受けた者」という。）について、捜査及び公判の過程で判明した処遇上の参考になると思料される事項を「処遇上の参考事項調査票」（別紙様式1。以下「調査票」という。）に記載して作成し、当該実刑判決が上訴の申立てがなされることなく確定した場合に、これを執行指揮書に添付する。

この場合において、執行指揮書の「処遇上の参考事項」欄については、「別添処遇上の参考事項調査票のとおり」などと記載する。

イ 実刑判決の言渡しを受けた者の自由刑の執行指揮を嘱託する場合は、裁判執行指揮嘱託書に作成済みの調査票を添付する。

### (2) 上訴の申立てにより上訴裁判所に係属した場合の取扱い

#### ア 調査票の送付方法等

実刑判決の言渡しを受けた者等から上訴の申立てがなされたことにより、当該事件が上訴裁判所に係属した場合は、第一審裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「第一審対応検察官」という。）は控訴裁判所に対応する検察庁の検察官（以下「控訴審対応検察官」という。）に、控訴審対応検察官は最高検察庁の検察官に、それぞれ作成済みの調査票を送付する。

なお、送付の方法については、事件事務規程（平成25年法務省刑総訓第1号大臣訓令）第153条第1項（第186条において準用する場合を含む。）により、公判担当事務官が送付すべき検察官の属する検察庁の事件担当事務官に第一審判決謄本等と共に送付するなど、適宜の方法によることとする。

#### イ 上訴審における調査票の作成等

上訴裁判所において控訴棄却等の判決又は決定等がなされた場合、控訴

審対応検察官又は最高検察庁の検察官(以下「上訴審対応検察官」という。)は、第一審対応検察官若しくは控訴審対応検察官又はその両方(以下「原審対応検察官」という。)が作成した調査票に加えて、上訴審の公判の過程で新たに処遇上参考になると思料される事項があると認めたときは、新たに調査票を作成する。

ウ 上訴審において実刑判決が確定した場合の取扱い

上訴審において実刑判決の裁判が確定した場合、上訴審対応検察官は、作成済みの調査票等を執行指揮書に添付する。

この場合において、上訴審対応検察官が執行指揮を嘱託するときは、作成済みの調査票等を裁判執行指揮嘱託書に添付し、嘱託を受けた検察官は、同調査票等を執行指揮書に添付する。

- (3) 自由刑の執行猶予の言渡しの取消しに基づく刑を執行する場合の取扱い  
自由刑の執行猶予の言渡しの取消しに基づく刑(以下「猶予取消刑」という。)の執行を指揮する場合の調査票の取扱いは、以下のとおりとする。

ア 猶予取消刑について調査票が作成されていない場合

猶予取消刑について、調査票が作成されていない場合には、猶予取消刑に係る執行猶予の言渡しの取消決定をした裁判所に対応する検察庁の検察官が、猶予取消刑の裁判書(必要に応じて事件記録)等を調査の上、調査票を作成し、当該猶予取消刑に係る執行猶予の言渡しの取消決定が確定したときに、これを執行指揮書に添付する。

イ 猶予取消刑について調査票が作成されている場合

自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者に対し、刑法第25条の2第1項の保護観察が付された場合には、後記第2のとおり、保護観察所の長に対して通知された調査票(以下このイにおいて「通知済調査票」という。)の写しは第一審裁判所に対応する検察庁において保管されることになるので、猶予取消刑に係る執行猶予の言渡しの取消決定をした裁判所に対応する検察庁の検察官は、通知済調査票の写しを保管している検察庁の執行担当事務官からその写しを入手し、執行指揮書に添付すれば足りる。

なお、この場合においても、猶予取消刑に係る執行猶予の言渡しの取消決定をした裁判所に対応する検察庁の検察官は、保護観察所の長からの申出(刑事訴訟法第349条第2項、更生保護法第79条)の内容等を精査し、通知済調査票の内容に追加すべき事項があると認めたときは、新たに調査票を作成し、通知済調査票の写しと共に執行指揮書に添付する。

### 3 調査票に関する留意事項

- (1) 執行指揮書に添付する判決謄本等の内容から判明する事項については、改めて調査票に具体的に記載する必要はなく、調査票の各事項欄に「判決謄本記載のとおり」と記載して差し支えない。

- (2) 調査票の各事項に該当しないものであっても、検察官において、処遇上参考になると判断した事項があれば、積極的に「16 その他処遇上の参考事項」欄に記載する。
- (3) 検察官は、調査票の内容に関して、後日、刑事施設から問合せがなされた場合、又は確認を求められた場合には、できる限り協力されたい。

## 第2 自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者のうち刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付された者に係る処遇上の参考事項の通知等について

### 1 目的等

自由刑の執行猶予の言渡しを受けた者のうち刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付された者（以下「保護観察付執行猶予者」という。）について、保護観察所の長は、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて保護観察付執行猶予者が保護観察期間中遵守すべき特別の事項（以下「特別遵守事項」という。）を定めることとされ、検察官においては、従来、平成20年通達に基づき、特別遵守事項の適切な設定に資するため、保護観察所の長に対し、処遇上の参考事項を通知する運用をしているところである。

#### （1）遵守事項について

全ての保護観察付執行猶予者が遵守すべき「一般遵守事項」については、更生保護法第50条において、保護観察官等の面接を受ける義務や保護観察官等に生活状況を報告する義務などが明記され、他方、「特別遵守事項」については、同法第51条第2項各号において6つの類型が規定され、これに違反した場合に、執行猶予の取消し等の不良措置が採られ得ることが明確にされているとともに、改善更生のために特に必要と認められる範囲内において具体的に定めるものとされ、単なる生活指針的・努力目標的な事項や、執行猶予の取消し等の不良措置まで必要とは認められない行為規範については、保護観察所の長が「生活行動指針」として定めることができるとされている（同法第56条第1項）。

#### （2）特別遵守事項の設定に関する取扱い

特別遵守事項は、保護観察所の長が、裁判所の意見の範囲内で、平成20年5月9日付け法務省保観第325号矯正局長、保護局長依命通達「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について」に基づき、「保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の標準設定項目」（別添。以下「標準設定項目」という。）に列記された項目の中から選んで設定することとされている。具体的な流れは以下のとおりである。

ア 裁判所からは、判決言渡し後、標準設定項目に列記された項目の中から、該当項目に印を付するなどの方法により特別遵守事項に関する意見の見込みが示されるが、保護観察所の長は、それ以外に特別遵守事項に定めることが必要と認める項目又は定めることができ困難と認める項目がある場合に

は、それを当該裁判所に伝えることができる。

イ 判決言渡しの日の翌日から 14 日を経過した日以降に、裁判所から保護観察所の長に正式の意見が示される。

ウ 保護観察所の長は、標準設定項目の標準設定例を参考にして、特別遵守事項の具体的文言を定めることとされている。

なお、保護観察所の長は、保護観察開始後、特別遵守事項を取り消し、又は裁判所の意見を聴いた上、特別遵守事項を定め、若しくは変更することができる。

### (3) 特別遵守事項の通知希望

これまで、保護観察付執行猶予者について、検察官が保護観察所の長に処遇上の参考事項の通知等をし、当該保護観察付執行猶予者に特別遵守事項が設定された場合には、検察官等が個別に照会をした場合を除き、保護観察所の長から特別遵守事項の内容について通知を受けていなかった。

しかし、保護観察手続に対する検察官等の意識を高めるとともに、より充実した処遇上の参考事項通知書の作成、保護観察付執行猶予者による被害者の再被害を防止するための迅速な執行猶予取消手続の検討・着手等に資することなどを目的として、ストーカー的な犯行やDV事犯等の保護観察付執行猶予者による被害者への再加害のおそれがある案件を対象とし、検察官が特別遵守事項の内容の通知を希望するときは、処遇上の参考事項通知書（別紙様式2。以下「通知書」という。）に希望する理由を記載して保護観察所の長に通知の希望を伝えることとした。

また、被害者への再加害のおそれがある案件以外に検察官が特別遵守事項の内容を把握することが特に必要と認められる案件についても、通知を希望できることとした。

なお、後記2、(3)、イの場合において、第一審対応検察官又は控訴審対応検察官が、特別遵守事項の通知希望ありとして処遇上の参考事項を通知しているときは、その上訴審対応検察官は、別途特別遵守事項の通知を希望する必要はない。

### (4) 特別遵守事項の活用

前記(3)により特別遵守事項の通知を希望し、保護観察所の長から特別遵守事項の内容が記載された通知書の送付を受けた場合は、後記3のとおり、検察総合情報管理システム（以下「検察システム」という。）によりその旨を把握するとともに、後記4のとおり、同通知書を保管することとなる。

したがって、検察官においては、保護観察付執行猶予者による被害者の再被害を防止するための迅速な執行猶予取消手続の検討等が行われるよう、適時・適切に検察システム等により、通知を受けた特別遵守事項の内容を確認し、関係機関との連絡・調整を行うなど、特別遵守事項の積極的な活用に努

められたい。

## 2 処遇上の参考事項の通知等

### (1) 調査票及び通知書の作成等

検察官は、特別遵守事項の適切な設定に資するよう、保護観察付執行猶予者に対する判決言渡し後速やかに、その者の居住地を管轄する保護観察所の長に対し、捜査及び公判の過程で判明した処遇上の参考事項について、調査票を作成し、通知書に添付して通知する。

調査票の作成に当たっては、標準設定項目に列記された項目を踏まえ、これら項目の設定の参考になると思料される事項（例えば、犯行の特徴として、子どもに対する性犯罪であるもの、ストーカー的な犯行であるもの、DVによる犯行であるもの、飲酒に起因する犯行であるもの、パチンコその他の遊興等が原因で経済的困窮に陥り、窃盗等の犯行に及んだものなど）を記載するほか、保護観察付執行猶予者の性格、性癖、生活歴、言動など、保護観察を行う上で参考となるべき事項を具体的に記載する。

### (2) 調査票及び通知書の写しの保管等

前記(1)の場合において、検察官は、調査票及び通知書の写しを作成し、保護観察付執行猶予者等から上訴の申立てがなされることなく確定したときは、これを第一審裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官に送付する。

送付を受けた同執行担当事務官は、後記4のとおり、同写しを保管する。

### (3) 上訴の申立てにより上訴裁判所に係属した場合の取扱い

#### ア 調査票及び通知書の写しの送付方法等

保護観察付執行猶予者等から上訴の申立てがなされたことにより、当該事件が控訴裁判所又は最高裁判所に係属した場合は、原審対応検察官は、上訴審対応検察官に、保管している調査票及び通知書の写しを送付する。

なお、送付の方法については、前記第1、2、(2)、ア記載の実刑判決の言渡しを受けた者等から上訴の申立てがなされた場合と同様とする。

#### イ 上訴裁判所において控訴棄却等の判決又は決定等がなされた場合の取扱い

上訴裁判所において控訴棄却等の判決又は決定等がなされた場合において、上訴審対応検察官が、原審対応検察官が通知した処遇上の参考事項に加えて、上訴審の公判の過程で新たに処遇上参考になると思料される事項があると認めたときは、上訴審対応検察官は、新たに調査票及び通知書を作成し、原審対応検察官が作成した調査票及び通知書の写しを添付の上、保護観察所の長に通知する。

この場合において、上訴審対応検察官は、前記(2)に準じ、調査票及び通知書（原審対応検察官が作成した調査票及び通知書の写しを含む。）の写しを作成し、控訴棄却等の判決又は決定等により保護観察付執行猶予の判

決が確定したときは、これを第一審裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官に送付する。

また、新たに処遇上参考になると思料される事項がない場合、原審対応検察官から入手した調査票及び通知書の写しについては、控訴棄却等の判決又は決定等により保護観察付執行猶予の判決が確定した後、適宜の方法により、第一審裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官に送付する。

- (4) 原審において実刑判決が言い渡された後、上訴審において実刑判決が破棄され、保護観察付執行猶予の判決が言い渡された場合の取扱い

原審において実刑判決が言い渡された場合、前記第1、2、(1)及び(2)により、上訴審対応検察官に調査票等が送付されるので、上訴審において実刑判決が破棄され、保護観察付執行猶予の判決が言い渡された場合には、上訴審対応検察官は、同調査票等を利用し、前記(1)ないし(3)に準じた手続を行うこととなる。

- (5) 上訴裁判所において実刑判決が言い渡された場合の取扱い

上訴裁判所において保護観察付執行猶予の判決が破棄され、実刑判決が言い渡された場合、上訴審対応検察官は、原審対応検察官から送付された調査票及び通知書の写しを利用し、前記第1、2、(2)に準じた手続を行うこととなる。

- (6) 調査票に関する留意事項

ア 調査票の各事項に該当しないものであっても、検察官において、処遇上参考になると判断した事項があれば、積極的に「16 その他処遇上の参考事項」欄に記載する。

イ 検察官は、調査票の内容に関して、後日、保護観察所から問合せがなされた場合、又は確認を求められた場合には、できる限り協力されたい。

### 3 通知を受けた特別遵守事項の把握等

前記1、(3)により検察官が特別遵守事項の通知を希望した場合において、保護観察所の長から保護観察付執行猶予者に係る特別遵守事項の内容について、本日付け法務省保觀第1号保護局長通達「保護観察付執行猶予者に係る処遇上の参考事項等について」添付の別紙様式「保護観察付執行猶予者に係る特別遵守事項通知書」（以下「特別遵守事項通知書」という。）による通知を受けたときは、特別遵守事項の通知を希望した検察官又はこれに代わる検察官は、その内容を確認の上、特別遵守事項通知書に押印する。

また、特別遵守事項通知書による通知を受けた検察官の属する検察庁の執行担当事務官は、検察システムの执行情報の備考欄に特別遵守事項の通知を受けた年月日及び通知を受けた旨を入力する。

なお、上訴審対応検察官に対し、特別遵守事項通知書が送付された場合には、前記検察官による確認及び検察システムへの入力手続終了後、適宜の方法によ

り、第一審裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官に送付する。

#### 4 文書の保管

保護観察所の長に対する通知書及び調査票の写し（前記2、(5)により執行指揮書に添付されたものを除く。）及び保護観察所の長から送付を受けた特別遵守事項通知書については、第一審裁判所に対応する検察庁の執行担当事務官が保管することとする。

その保管期間の起算日は、平成25年3月29日付け法務省刑総第515号当職通達「検務関係文書の保存期間について」別表第1の「保存期間」にかかわらず、当該文書に係る裁判の確定日の属する年度の翌年度の4月1日とし、保管期間は5年とする。

#### 5 情状立証における留意事項

検察官は、保護観察付執行猶予の判決の可能性がある事件については、裁判所が特別遵守事項に関して意見を述べることに配意し、情状立証の一環として、被告人の生活環境等に関する立証に留意されたい。

### 第3 刑事確定訴訟記録の閲覧又は謄写について

刑事施設における被収容者に対する処遇及び保護観察所における保護観察付執行猶予者に対する保護観察の適正な実施に資するため、刑事施設や保護観察所からその者に係る刑事確定訴訟記録の閲覧又は謄写の申請があった場合には、できる限り協力するよう配意されたい。

### 第4 経過措置

本通達は、その実施の日（以下「実施日」という。）以後に第一審判決の言渡し及び刑の執行猶予の言渡しの取消決定がなされた事件について実施する。

そのため、例えば、

- ① 実施日よりも前に第一審判決の言渡しがなされた事件で、
  - ・ 上訴の申立てがなく確定したが、その刑の執行指揮が実施日において未了なもの
  - ・ 保護観察所の長に対する通知が実施日において未了なもの
  - ・ 実施日以後に上訴裁判所において判決又は決定がなされたもの等について、刑事施設の長又は保護観察所の長に対して処遇上の参考事項の通知を行う場合
- ② 実施日よりも前に刑の執行猶予の言渡しの取消決定がなされた事件について、実施日以後に刑事施設の長に対して処遇上の参考事項の通知を行う場合には、なお従前の例によることとなるので、留意されたい。

年 月 日

[作成者]

検察庁

検察官 検事

印

## 処遇上の参考事項調査票

氏名						
<b>1 公安組織関係</b> <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決證本記載のとおり） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 把握していない <input type="radio"/> 所属団体名 <input type="radio"/> 地 位						
<b>2 暴力団・暴走族関係</b> <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決證本記載のとおり） <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 把握していない <input type="radio"/> 所属団体名（上部系列団体名、友ぎ団体名。なお、反目団体があればその名称も記載する。） <input type="radio"/> 地 位 <input type="radio"/> その他（組織離脱の有無・関係者氏名等）						
<b>3 処遇上参考となる受診歴（特に精神科）及び服薬状況</b> <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決證本記載のとおり） <input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="radio"/> 入通院歴 年 月 日から 年 月 日まで <input type="radio"/> 病 名 <input type="radio"/> 病 院 名 <input type="radio"/> 服 薬 状 況						
<b>4 違法薬物等使用癖の有無</b> <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決證本記載のとおり） <input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="radio"/> 使 用 薬 物 覚醒剤、シンナー、トルエン、その他（ ） <input type="radio"/> 使 用 歴 <input type="radio"/> 関 係 者 氏 名						
<b>5 犯行の特徴（保護観察付執行猶予者の場合に限る。）</b> <hr/>						
<b>6 身体的・知的障害の有無</b> <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決證本記載のとおり） <input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="radio"/> 具体的な内容・程度（福祉施設等の入通所歴があればその名称等も記載する。）						
<b>7 捜査及び公判の過程で実施した（簡易）鑑定の有無</b> <input type="checkbox"/> あり（下記のとおり） <input type="checkbox"/> あり（判決證本記載のとおり） <input type="checkbox"/> なし <input type="radio"/> 具体的な内容						

**8 公判段階での認否及び特異言動**

認     否認     特異言動あり     特異言動なし

○特異言動の具体的内容 ( 判決賛本記載のとおり)

**9 逃走、自殺、自傷を企てたこと等の有無**

逃走     自殺     自傷     その他     特記事項なし

○具体的な内容 ( 判決賛本記載のとおり)

**10 被害者等への慰謝に関する事項**

あり（下記のとおり）     あり（判決賛本記載のとおり）     特記事項なし

○具体的な内容

**11 被害者に対する加害のおそれに関する事項**

あり（下記のとおり）     あり（判決賛本記載のとおり）     特記事項なし

○具体的な内容

**12 被害者等の処罰感情**

厳罰希望（強い感情）     宿怨     特記事項なし（相応処罰希望を含む。）

○具体的な内容 ( 判決賛本記載のとおり)

**13 被害者等による被害者等通知制度の利用**

あり     なし

○特記事項

**14 被害者の心身の状況、捜査・公判中の動向等に関する事項**

あり（下記のとおり）     あり（判決賛本記載のとおり）     特記事項なし

○具体的な内容

**15 交通罰金の未納の有無**

あり（下記のとおり）     なし

○具体的な内容

**16 その他処遇上の参考事項**

あり（下記のとおり）     特記事項なし

○具体的な内容

**17 備考**

- (注意) 1 「あり」にチェックした場合、その内容を下欄に具体的に記入すること（下記4の場合を除く。）。
- 2 必要に応じ、各欄を伸縮して使用すること。
- 3 必要に応じ、別紙を使用したり、資料を添付すること。
- 4 「判決賛本記載のとおり」のチェックボックスは、判決賛本を添付する場合のみ使用すること。

別紙様式2

## 処遇上の参考事項通知書

年 月 日

保護観察所長 殿

検察庁

検察官 檢事

印

次の者の刑の執行猶予中における処遇上の参考事項について、別添処遇上の参考事項調査票のとおり通知する。

1 保護観察付執行猶予者

氏名 ( 年 月 日 生 歳 )

2 特別遵守事項の通知希望の有無等

(1) 通知希望の有無

- あり  
 なし

(2) (1)で「あり」とした場合の理由

- ストーカー的な犯行やDV事犯等、被害者への再加害のおそれがある  
 特別遵守事項の内容を把握することが特に必要と認められる  
(具体的理由)

(取扱者印 )

(注) 該当するものにチェックすること。

(用紙 日本工業規格A4)

## 保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の標準設定項目

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
<b>A 犯罪又は非行に結び付くおそれのある特定の行動の禁止</b>	
<b>1 特定の者との交際の禁止</b>	
<p>【暴力団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 暴力団事務所に出入りしないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 名刺、バッジ等を所持しないこと</li> </ul> <p>【暴走族】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 集会や暴走行為を見に行かないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 特攻服を入手したり着たりしないこと</li> </ul> <p>【共犯者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと</li> </ul> <p>【その他不良集団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 交際を絶ち、一切接触しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力団関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと</li> <li>・暴力団事務所に出入りしないこと</li> <li>・暴力団の名刺、バッジ等を所持しないこと</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴走族関係者との交際を絶ち、一切接触しないこと</li> <li>・暴走族の集会や暴走行為を見に行かないこと</li> <li>・特攻服を入手したり着たりしないこと</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共犯者との交際を絶ち、一切接触しないこと</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チームやギャングのメンバーとの交際を絶ち、一切接觸しないこと</li> </ul>
<b>2 特定の場所への出入り・遊興による浪費の禁止</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 競馬場、競輪場、競艇場など射幸的行為が行われる場所に出入りしないこと</li> <li><input type="checkbox"/> パチンコ店やスロット店に出入りしないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 違法カジノなど賭博行為が行われる場所に出入りしないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競馬場、競輪場、競艇場などのギャンブルが行われる場所に出入りしないこと</li> <li>・パチンコ店やスロット店に出入りしないこと</li> <li>・違法カジノなど賭博行為が行われる場所に出入りしないこと</li> </ul>
<b>3 飲酒の禁止</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 飲酒しないこと（断酒）</li> <li><input type="checkbox"/> 酗釈するまで飲酒しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒を一切飲まないこと</li> <li>・自宅以外の場所で、酩酊するまで飲酒しないこと</li> <li>・1日当たりビール中びん1本以上飲まないこと</li> </ul>
<b>4 薬物の入手・使用に結び付く行為の禁止</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 規制薬物の乱用者や密売人と接触しないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 有機溶剤の乱用者や密売人と接触しないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 有機溶剤を入手しないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・覚醒剤、大麻、麻薬などの規制薬物の使用者や密売人と一切接觸しないこと</li> <li>・注射器その他の薬物使用に係る物品を入手しないこと</li> <li>・シンナーなどの有機溶剤の乱用者や密売人と一切接觸しないこと</li> <li>・正当な理由なくシンナーなどの有機溶剤を入手しないこと</li> </ul>

標準設定項目（符号番号）	標準設定例
<b>5 つきまとい等の禁止</b>	
<p>【他人】</p> <p><input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと</p> <p>【子ども】</p> <p><input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校、児童館等の施設に入り出したりその周辺をはいかいしたりしないこと</p> <p>【有罪判決の理由となった犯罪行為の被害者等】</p> <p><input type="checkbox"/> 一切接触しないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 直接会わないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 身辺につきまとわないこと</p> <p><input type="checkbox"/> 通常所在する場所に入り出したりその周辺をはいかいしたりしないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の身辺につきまとわないこと</li> <li>・子どもの身辺につきまとわないこと</li> <li>・小学校や児童館など子どもが集まる施設に入り出したりその周辺をはいかいしたりしないこと</li> <li>・被害者等に一切接触しないこと</li> <li>・被害者等に直接会わないこと</li> <li>・被害者等の身辺につきまとわないこと</li> <li>・被害者等の自宅や職場付近をはいかいしないこと</li> </ul>
<b>6 深夜はいかいの禁止</b>	
<p><input type="checkbox"/> 深夜に無断外出をしないこと【犯行の時間帯が深夜である者の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 深夜はいかい・たむろをしないこと【更に、深夜に犯罪性のある者と接触するおそれがある者の場合】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜に無断外出しないこと</li> <li>・深夜にはいかいしたりたむろしたりしないこと</li> </ul>
<b>B 労働・通学その他の健全な生活態度を保持するために必要な特定の行動の実行又は継続</b>	
<p><input type="checkbox"/> 就労又は就職活動の継続</p> <p><input type="checkbox"/> 精神科医の指示による服薬の継続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職活動を行い、又は仕事をすること</li> <li>・親元で家業に従事すること</li> <li>・精神科医の指示に従って、幻覚、妄想の症状抑制又は緩和に必要な服薬を継続すること</li> </ul>
<b>C 指導監督を行うため事前の把握が特に重要と認められる生活上又は身分上の特定の事項の申告</b>	
<p>【申告内容】</p> <p><input type="checkbox"/> 7日未満の旅行</p> <p><input type="checkbox"/> 退職・転職 <input type="checkbox"/> 退学・休学</p> <p><input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚【内縁関係の解消を含む。】</p> <p><input type="checkbox"/> 別居</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3泊以上の外泊をするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること</li> <li>・仕事をやめたり転職しようしたりするときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること</li> <li>・配偶者と別居するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、保護観察官又は保護司に申告すること</li> </ul>
<b>D 特定の犯罪的傾向を改善するため専門的処遇を受けること</b>	
<p><input type="checkbox"/> 性犯罪者処遇プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> 覚せい剤事犯者処遇プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力防止プログラム</p> <p><input type="checkbox"/> 飲酒運転防止プログラム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性犯罪者処遇プログラムを受けること</li> <li>・覚せい剤事犯者処遇プログラムを受けること</li> <li>・暴力防止プログラムを受けること</li> <li>・飲酒運転防止プログラムを受けること</li> </ul>
<b>E その他指導監督を行うため特に必要な事項</b>	
<p><input type="checkbox"/> 更生保護施設の規律の遵守</p> <p><input type="checkbox"/> 交通に関する学習の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護施設の規則で禁じられた無断外泊及び飲酒をしないこと</li> <li>・保護観察所の長の定める交通に関する学習をすること</li> </ul>
<b>F その他(指導監督を行うため特に必要な事項であつて、AからEまでに掲げる標準設定項目以外のもの)</b>	